

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
128	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村において当該事務の円滑な執行が可能になる	・子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、群馬県、新潟県		盛岡市、仙台市、福島市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、川口市、練馬区、川崎市、石川県、須坂市、山県市、豊田市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、玉野市、山陽小野田市、徳島県、北九州松浦市、宮崎市、沖縄県	<p>○当市のにおいても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮している法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。</p> <p>○施設ごとの勤続年数など確認事務が多く、それが膨大な事務量となっている。</p> <p>○施設ごとの勤続年数など確認事務については、本來、年度初めに認定かつ実績を確認するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半に跨っている状況であることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。</p> <p>来年度の無償化等に伴う事務が増えてくる為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○本市においても同様に膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市でも制度が複雑などによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とするが、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くある。しかしながら、その退職の理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響がある。さらに、他自治体の間へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるよう国的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。</p> <p>○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景として、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにも関わらず多くの事業者が制度の基本的な考え方を理解できないことにある。事業者にとってわかりやすい制度にするとともに、事業者が賃金改善の見込みや実績を額を簡単に算出できるフォーマットを示していただきたい。</p> <p>○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課題。</p> <p>○本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直してほしい。</p> <p>○処遇改善加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改正があるため、本市においても事業所及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素化を求める。</p> <p>○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も増加し、認定にも時間を要している。</p> <p>そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につながると言える。</p> <p>○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行する必要があることから、簡素化について議成します。</p> <p>○当市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化することで、当該事務の円滑な執行が可能となる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の確認が必要な事務が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な事務量となっている。そのため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。</p> <p>○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して賃金改善を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるうえでも、事業手続の簡素化は必要不可欠である。</p> <p>○各施設に提出を求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、各施設への指導等に係る事務が膨大になっている。</p> <p>○処遇改善加算Iおよび処遇改善加算IIに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補助金」がある。これまで、保育士等の賃金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の整備について成果を上げている。</p> <p>しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行うことから、認定の審査は、市町村→都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。</p> <p>特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」作業に時間が割かれ、保育に影響してしまう等の意見や要望もきいている。</p> <p>また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。</p> <p>事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につながる。</p> <p>また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、これまでのような費用面の支援だけではなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者の好事例の横展開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると考えられる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設においても事務量が増加している。)</p> <p>○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。</p> <p>また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例も生じている。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
176	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	家屋被害認定調査及び罹災證明書の発行業務に要する経費は、応援職員分も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家屋被害認定調査及び罹災證明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象外とすること。	【現状】災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬等と定められており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 【支障事例】発災後、迅速に行わなければならぬ応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災證明書が必要不可欠であるが、「家屋被害認定調査」及び「罹災證明書の発行」業務に要する費用は、応援職員分も含めて災害救助費の対象外となっている。 今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体職員だけで迅速な対応に困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があつたとしても、負担が大きいことから、被災地応援に二の足を踏むことになり、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8%となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査、罹災證明発行等業務に延べ1,610人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。	家屋被害認定調査及び罹災證明書の発行業務が「救助」に必要な業務とされ、救助費の対象となることで、多数の応援職員の派遣が可能となり、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理の迅速化につながり、避難所での長期生활者が減少し、震災閑死の増加防止にもつながる。	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、熊本県、大分県、宮崎県、九州地方知事会連合	ひたちなか市、八王子市、山県市、浜松市、田原市、豊橋市、千早赤阪村、奈良県、大村市、熊本県、福岡県、鹿児島県、宮崎県	○本市は、平成29年度に被災者生活再建支援システムを導入し、同時に、被害認定調査計画及び罹災證明書発行計画を策定した。計画上、平常時においては、罹災證明書の発行端末5台を常備するが、災害時においては、5台の端末を必要と想定しており、家庭の被害認定調査や発行体制の構築のための負担が大きい。 ○熊本地震被災地支援で、本市は家屋被害認定調査業務に約60人を派遣し、520日の活動を実施。り災證明書発行業務に約12人を派遣し、69日の活動を実施した。 ○結果、現地経費など約1,900万円を支出した。支援自治体の人的負担及び経済的負担は非常に大きい。 ○大規模災害において、り災證明書の発行業務は被災自治体にとり非常に大きな負担となり、自組織だけでは迅速な業務遂行が難しい。 ○本業務を災害救助費の対象にし、支援自治体が被災自治体に応援に入りやすい体制をつくることが、被災自治体の早期の復旧復興につながると考える。 ○家屋被害認定調査及び罹災證明書の発行業務に要する経費については、熊本地震においても、最終的には交付税等による財政措置をして頂いたところ。しかし、提案で求められているように、災害救助費等で恒久的な財政支援を制度化して頂けると、実際の対応においても被災自治体が躊躇することなく、迅速に家屋被害認定調査等を進めいくことが可能になると想われる。 ○災害救助法で定められた事項に該当する項目のみが求償の対象となっているが、対象外の項目についても国等からの応援要請があれば、自前にて対応しており、一部については交付税措置がされている。 ○ただし、熊本地震に対する熊本市からの家屋被害調査及び罹災證明発行業務について派遣要請を受け職員派遣を行ったが、熊本市での経済負担が困難だったことにより、財政的負担が大きかった。 ○熊本地震においては、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定業務や罹災證明書の交付等の業務が災害救助法の対象とならず、応援自治体や被災自治体の負担が大きいものとなつた。 ○被災自治体の負担軽減を図るため、災害救助法の対象経費としていただきたい。	
193	B 地方に対する規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようになる。	【支障事例】本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持つことが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】マイナンバーカードが普及するまでの経過的措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようになる。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	八王子市	山形市、福島県、石岡市、芦屋町	○マイナンバーカードを持っていなくても電子申請を行うことができるようにならなければ、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。	

